

奈良先端科学技術大学院大学入学者選抜規程

平成20年5月22日
規程第 5 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号）第28条の規定に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に入学を志願する者の選抜（以下「入学者選抜」という。）に関し必要な事項を定める。

(アドミッションポリシー)

第2条 本学は、国内外を問わず、また大学での専攻にとらわれず、高い基礎学力をもった学生あるいは社会で活躍中の研究者・技術者などで、将来に対する明確な目標と志、各々の研究分野に対する強い興味と意欲をもった者を積極的に受け入れる。

(入学者選抜制度)

第3条 入学者選抜は、一般選抜又は推薦選抜により行う。

(入学者選抜の実施)

第4条 入学者選抜の実施日程、出願書類、選抜方法その他入学者選抜の実施にあたって必要な事項は、研究科長が定め、学長及び教育研究評議会に報告しなければならない。

(合格者の決定)

第5条 入学者選抜における合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。